

青森県報

第四千四百五十九号

平成三十年
六月六日
(水曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 險 課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同 同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同 同) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域 県民局) ……二

告 示

青森県告示第四百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名称又は	指定居宅サービス事業者	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業 を行う 所	指 定 年 月 日
主たる事務所の 所在地又は住所				
名 称	事 業			
所 在 地				

青森県告示第四百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	特定施設 入居者生 活介護	フシニアライ フ大津	三沢市大津二丁目一二の三七四	平成 三〇・六 一
指定介護予防サ ービス 事 業 者	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ービス の種 類	介護予 防サ ービス 事業を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	介護予 防サ ービス の種 類	フシニアライ フ大津	三沢市大津二丁目一二の三七四	平成 三〇・六 一

青森県告示第四百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名称又は	指定障害福祉サ ービス 事 業 者	障害福祉 サ ービス の種 類	障害福祉サ ービス を行う 所	指 定 年 月 日
主たる事務所の 所在地				
名 称	事 業			
所 在 地				

特定非営利活動法人豊稷の杜	上北郡東北町上北一丁目二二の九三	就労継続支援A型	豊稷の杜作業所	上北郡東北町上北一丁目二二の九三	〃
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	就労定着支援	障害者就労センターポリリス	三沢市大字三沢堀口一六四の三	平成三〇・六一

青森県告示第四百四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	所在地	指定期日
合同会社リハケアハウスメデル	八戸市桜ヶ丘二丁目三八の三〇	居宅訪問型児童発達支援	リハケアハウスメデル	八戸市桜ヶ丘二丁目三八の三〇	平成三〇・六一	
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目石田一二一の一	放課後等デイサービス	ココノバ黒石校	黒石市緑ヶ丘一〇八	〃	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	児童発達支援	堀口発達支援センターひかり	三沢市大字三沢堀口二三九の三	〃	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	放課後等デイサービス	堀口児童発達支援センターひかり	三沢市大字三沢堀口二三九の三	〃	
社会福祉法人豊稲会	つがる市稲垣町六	保育所等訪問支援	保育支援センターみのり	つがる市木造館岡上稲元一五六	〃	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社古戸組
- 二 代表者の氏名 古戸要吉
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字妙字古戸七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二九）第一〇七八五号
- 五 取消年月日 平成三十年五月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭